

支部業務執行細則

支部業務執行細則

東京税理士会武蔵野支部

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、支部規則第30条第3項の規定に基づき、本支部業務の執行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務執行の準拠)

第2条 本支部業務の執行は、税理士に関する法令、連合会及び本会の会則並びに支部規則で定めるもののほか、この細則の規定に準拠して行うものとし、この細則に定めのない事項は、幹事会において定める。

2 本支部業務の執行に当たっては、公正かつ合理的な運営に努めるとともに、善良な管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行しなければならない。

(用語の定義)

第2条の2 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 電磁的方法 支部規則第9条第2項及びこの細則に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

イ 電子計算機を使用する方法のうち(1)又は(2)に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける受信者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2. 電磁的記録 支部規則第7条第3項及びこの細則に規定する電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

3. 電子署名 支部規則第18条第8項、同第26条第2項及びこの細則に規定する署名、署名押印に代わる措置は、電子署名とする。

イ 電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

(1) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

(2) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

4. ウェブ会議システム 支部規則第 18 条第 2 項に規定するウェブ会議システムとは、その構成員の音声及び映像が即時かつ双方向的に伝わり、互いに適時的確な意思表示ができる環境が確保されたシステムをいう。

5. 電子情報処理組織を使用する方法 第 12 条に規定する電子情報処理組織を使用する方法とは、本支部の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と議決又は決定を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。

第 2 章 執行機関

(執行機関)

第 3 条 支部の執行機関は、支部長、副支部長及び幹事とする。

2 支部長は、支部規則第 34 条第 1 項の部及び委員会を所掌させるため、幹事のうちから部長及び委員長を委嘱する。

(支部長の職務)

第 4 条 支部長は、本会の指導、連絡若しくは監督又は指示に基づく業務のほか、支部総会、幹事会の決定に基づき本支部業務を執行する。ただし、軽易な事項については、副支部長と協議の上、自らの専決によって本支部業務を執行することができる。

(副支部長の職務)

第 5 条 副支部長は、支部長を補佐し、分掌機関の部及び地区を分担し、それぞれを総括する。

2 支部規則第 12 条第 2 項の規定により、副支部長が支部長の職務を代理し、または代行する場合には、あらかじめ支部長の定めた順序により代理し、又は代行するものとする。

(部長の職務)

第 6 条 部長は、支部長の指示により、それぞれの部を掌理し、当該部の所掌に属する事項（以下「所掌事項」という。）について、支部長に報告し、建議し、若しくは支部長の諮問に答申し、又は支部長の委任に基づき支部長の権限の一部を行使する。

(幹事の職務)

第 7 条 幹事は、部及び委員会の構成員として、本支部業務の執行に当たる。

第3章 審議機関

(審議機関)

第8条 審議機関は、幹事会とする。

(幹事会の議決事項)

第9条 支部規則第17条第2項第6号に掲げる事項は、次の事項とする。

1. 支部総会の招集の日時及び場所に関する事項
2. 支部総会の決定により幹事会に委任された事項
3. 本会の指導、連絡若しくは監督又は指示に基づき審議すべき事項
4. 本会又は関連団体等の業務に関し選任又は推薦を委任された事項
5. 支部規則第42条に規定する財産の管理に関する事項
6. 予算超過支出又は予備費使用承認に関する事項
7. 出席者の3分の1以上が議案とすることを承認した事項
8. 事務局長の任免に関する事項
9. 前各号に掲げるもののほか、正副支部長会、部長会で付議する必要を認めた事項

(招集手続)

第10条 支部長は、幹事会を招集するときは、会日の1週間前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面又は電磁的方法により、構成員(支部規則第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)並びに第11条第1号該当者にその通知を発しなければならない。ただし、支部長が必要と認めたときは、期間を短縮することができる。

(ウェブ会議システムによる出席)

第10条の2 構成員は、支部長が認めたときは、ウェブ会議システムを通じ、幹事会に出席することができる。

(構成員以外の出席)

第11条 次の各号に掲げる者は、幹事会に出席することができる。ただし、議決権を有しない。

1. 監事、顧問及び相談役、本支部税理士会員である本会会長、副会長及び監事
2. 議案の説明のため必要と認められる者
3. 班長

(書面等による議決)

第12条 支部長は、第10条の2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支部規則第17条第2項に規定する事項(以下「提案事項」という。)について書面又は電子情報処理組織を使用する方法(以下「書面等」という。)により、幹事会の構成員に議決することを求めることができる。

1. 支部長が、提案事項について幹事会を招集する必要がない簡単な事項と判断したとき。

2. 支部長が、災害その他のやむを得ない事情により幹事会を開催できないと判断したとき。
- 2 支部規則第 18 条の規定は、前項に定める書面等による議決を行った場合において準用する。
- 3 第 1 項の規定に基づき書面等により議決を行った者は、支部規則第 18 条第 1 項の規定の準用に当たっては、幹事会に出席したものとみなす。

第 4 章 協議機関

(協議機関)

第 13 条 協議機関は、正副支部長会及び部長会とする。

(正副支部長会の構成)

- 第 14 条** 正副支部長会は、支部長、副支部長をもって構成し、本支部業務の執行について協議する。
- 2 支部長が必要と認めた場合は、部長又は委員長の出席を求め、協議に参加させることができる。

(正副支部長会の協議事項)

第 15 条 正副支部長会は、次に掲げる事項を協議する。

1. 部長及び副部長の委嘱に関する事項
2. 部長会に付議すべき案件に関する事項
3. 部長から稟議又は上申された事項
4. 支部財産の管理に関する事項
5. 事務局職員の任免並びに服務等に関する事項
6. 支部事務局の管理に関する事項
7. その他支部長が協議する必要があると認めた事項

(正副支部長会の運営)

- 第 16 条** 正副支部長会は、支部長が招集し、その構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 正副支部長会の議長は、支部長又は支部長の指名する副支部長が当たる。
 - 3 第 10 条、第 10 条の 2 及び第 12 条の規定並びに支部規則第 18 条第 3 項の規定は正副支部長会について準用する。
 - 4 正副支部長会で協議した結果は、記録し保存しなければならない。

(部長会の構成)

第 17 条 部長会は、支部長、副支部長及び部長をもって構成し、本支部業務の執行について協議する。

(部長会の協議事項)

第18条 部長会は、次に掲げる事項を協議する。

1. 幹事に付議すべき議案
2. 幹事の招集に関する事項
3. 幹事の議決により委任された事項
4. 各部から支部長に稟議又は上申された事項
5. 常会の開催に関する事項
6. 各部の所掌事項のうち部長会の議を経る必要があると認めた事項
7. その他支部長が協議する必要があると認めた事項

(部長会の運営)

第19条 部長会は支部長が招集し、その構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 部長会の議長は、支部長又は支部長の指名する副支部長が当たる。
- 3 第10条、第10条の2及び第12条の規定並びに支部規則第18条第3項の規定は部長会について準用する。
- 4 部長会で協議した結果は、記録し保存しなければならない。

第5章 分掌機関

(分掌機関の所掌)

第20条 支部規則第34条第1項に基づき、支部業務を分担するため恒常的かつ執行的な機関として、次の部及び委員会を置く。各部及び各委員会の業務範囲(所掌事項)は、別表1のとおりとする。

- | | | |
|--------|----------|------------|
| 1. 総務部 | 4. 厚生部 | 7. 税務支援対策部 |
| 2. 経理部 | 5. 綱紀監察部 | 8. 租税教育委員会 |
| 3. 研修部 | 6. 広報部 | |

- 2 支部規則第34条第5項に基づく特別委員会の名称及び所掌事項は、幹事会で定める。

(分掌機関の構成)

第21条 部は、部長1名、副部長及び委員若干名をもって構成する。委員会は、委員長1名、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 特別委員会は、委員長1名、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

(部長及び委員長等の委嘱)

第22条 部長は、幹事のうちから、委員長は、特に定めのあるもののほか、副支部長又は幹事のうちから支部長が委嘱する。

- 2 副部長及び副委員長は、特に定めのあるもののほか、それぞれの分掌機関の委員のうちから支部長が委嘱する。

(分掌機関会議)

第 23 条 部長又は委員長は、その分掌機関の所掌事項に関し、調査、研究、企画、立案その他の支部業務について審議するため、分掌機関の会議として部会、委員会又は特別委員会（以下「分掌機関会議」という。）を開く。

- 2 分掌機関会議は、部長又は委員長が招集する。この場合において、部長及び委員長は、その旨を支部長に報告しなければならない。
- 3 議長は、部長若しくは委員長又は部長若しくは委員長の指名する副部長若しくは副委員長が当たる。
- 4 分掌機関会議は、特に定めのあるもののほか、構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 5 支部長、副支部長及び総務部長は、いつでも分掌機関会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。
- 6 支部規則第 18 条第 5 項から第 8 項並びにこの細則第 10 条、第 10 条の 2 及び第 12 条の規定は、分掌機関会議に準用する。

(部長及び委員長等の職務)

第 24 条 部長及び委員長は、支部長の指示により、それぞれの所掌事項を掌理する。

- 2 副部長及び副委員長は、それぞれ部長及び委員長を補佐し、部長又は委員長に事故があるときは、それぞれの部長又は委員長の職務を代行する。
- 3 委員は、部会又は委員会若しくは特別委員会の審議に参画し、それぞれの部長又は委員長を補佐する。

(決定事項の報告等)

第 24 条の 2 部長及び委員長は、分掌機関会議において決定した事項について、遅滞なく支部長に報告若しくは建議し、又は支部長の諮問に答申しなければならない。この場合において、結果の記録の提出をもってこれに替えることができる。

(委員の守秘義務)

第 25 条 支部規則第 19 条の規定は、税理士会員（支部規則第 6 条第 2 項の会員をいう。以下同じ。）のうちから委嘱された委員について準用する。

(委員の任期及び退任)

第 26 条 税理士会員のうちから委嘱された委員の任期及び退任は、特に定めのあるもののほか、支部規則第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。

(職務の引継ぎ等)

第 27 条 任期満了によって退任する部長、委員長、副部長、副委員長及び委員は、後任者が就任するまで引続きその職務を行う。

- 2 退任する部長及び委員長は、その掌理する事項につき、後任者に引継ぎを行わなければなら

ない。

(委員の欠格事項)

第28条 支部規則第16条の規定に該当する税理士会員は、委員となる資格を有しない。

第6章 連絡調整機関

(常会)

第29条 常会は、支部長が招集する。

2 常会は、次の事項を連絡し、協議する。

1. 幹事会の決定又は本会の指示に基づき会員（支部規則第6条第2項の税理士会員及び同条第3項の税理士法人会員をいう。以下同じ。）に連絡し、又は協議を必要とする事項
2. 会員の業務に関し、本会、税務官公署若しくは税務関連団体との連絡又は協議に関する事項
3. 支部規則第3条第2項に規定する本会への建議若しくは答申又は本支部業務について協議を要する事項
4. 前各号に掲げるもののほか、幹事会で付議する必要を認めた事項

(地区及び班の設置)

第30条 本支部は、本支部業務の円滑な実施並びに会員への連絡調整の充実を図るため、下記の地区に班を設ける。

武蔵野地区 三鷹地区 小金井地区

2 会員は、その者の税理士事務所の所在する地区に設けられた班に所属する。

(班長)

第31条 班に班長1名及び副班長若干名を置き、税理士会員のうちから支部長が委嘱する。

2 班長及び副班長の任期及び退任については、支部規則第14条及び第15条の規定を準用する。

3 班長の職務は、次のとおりとする。

1. 幹事会において班に所属する会員（以下「班員」という。）の意向を述べること。
2. 班員の慶弔事項の連絡に関すること。
3. 地区及び班の会議を主宰すること。
4. 班員の弔事における応援。
5. 前各号に掲げるもののほか、班員に関すること。

4 副班長は班長を補佐し、班長に事故あるときはその職務を代行する。

第7章 雑則

(会員等の表彰)

第32条 本支部は、税理士としてその使命と職責を果し、かつ、本支部のため功績顕著である会員並びに会員事務所に多年勤務し、かつ、成績優秀な職員に対し表彰を行う。

2 表彰に関し必要な事項は、幹事会の議を経て、別に定める。

(慶弔金等の贈呈)

第 33 条 本支部は、支部規則第 3 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、会員の慶弔等に対し慶弔金等を贈呈する。

2 慶弔金等に関し必要な事項は、幹事会の議を経て、別に定める。

(支部会費納付の特例)

第 34 条 支部会費は、支部規則第 38 条第 2 項の規定にかかわらず 4 月 30 日、8 月 31 日及び 12 月 31 日を納期として 3 回に均等分割して納付することができる。

(施設負担金)

第 35 条 本支部に新たに所属しようとする者は、税務署構内支部会員名札掲示板の名札作成料などの実費負担として、施設負担金 10,000 円を納入するものとする。

(準会員)

第 36 条 削除

(事務局)

第 37 条 本支部に事務局を置く。

2 事務局は本支部の業務に関する所定の事務を行う。

3 事務局に関する必要な事項は、幹事会の議を経て、別に定める。

第 8 章 補則

(この細則の疑義の決定)

第 38 条 この細則に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、幹事会において決定する。

(この細則の改廃)

第 39 条 この細則を改正又は廃止するときは、幹事会の議を経なければならない。

附 則

この細則は、昭和 44 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、昭和 52 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、昭和 55 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、昭和 60 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、昭和 61 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、昭和 63 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成 6 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成 13 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成 18 年 3 月 23 日から施行する。ただし、税務支援対策部の名称及び所掌事項は、平成 18 年 6 月 14 日開催の定期支部総会における税務支援対策部の設置の承認をもって効力が生じるものとする。

附 則

この細則の改正は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する。ただし、租税教育委員会の名称及び所掌事項は、平成 25 年 6 月 14 日開催の定期支部総会における租税教育委員会の設置の承認をもって効力が生じるものとする。

附 則

この細則の改正は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和元年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この細則の改正は、令和2年12月17日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。

附 則

この改正規定は、令和3年12月7日から施行し、令和4年6月21日開催の第56回定期支部総会における「支部規則の一部改正」の承認をもって効力が生ずるものとする。

附 則

この改正規定は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年5月19日から施行し、令和5年6月23日開催の第57回定期総会における「分掌機関の廃止・設置承認の件」の承認を持って効力が生ずるものとする。

別表1

総務部

1. 役員及び委員の就任、退任、委嘱、解任等に関する事項
2. 税務官公署、本会、各支部及び関係団体との連絡協議に関する事項
3. 総会、常会、幹事会、正副支部長会、その他諸会議に関する事項
4. 会員名簿等会員に関する事項
5. 支部規則等の整備、保存に関する事項
6. 班組織に関する事項
7. 事務局に関する事項
8. 他の部、委員会の所掌に属さない事項

経理部

1. 予算の立案、執行及び決算に関する事項
2. 会費等の収納に関する事項
3. 金銭の出納及び財産の管理に関する事項

研修部

1. 税制、税務行政その他関係法令の研究に関する事項
2. 会員の業務及び税理士事務所の経営についての研究、指導に関する事項
3. 会員及びその職員等の研修、講習に関する事項
4. 支部備付け図書を購入、管理に関する事項
5. 会員の業務に資するための資料の作成、配布に関する事項

厚生部

1. 税理士会員の福利厚生及び親睦を図る諸行事に関する事項
2. 税理士会員の家族及び職員並びに税理士法人会員の職員の福利厚生に関する事項
3. 税理士会員の健康増進に資する諸行事に関する事項
4. 各種同好会に関する事項
5. 税理士会員の互助に関する事項
6. 慶弔に関する事項

綱紀監察部

1. 会員の品位保持及び監督に関する事項
2. 会員の使用人等の監督に関する事項
3. にせ税理士の税理士行為に関する情報の収集及び調査に関する事項
4. にせ税理士の税理士行為の予防及び排除に関する事項

広報部

1. 支部会報の発行に関する事項
2. 税理士業務の普及宣伝に関する事項

税務支援対策部

1. 税を考える週間、税理士記念日その他の税務相談の実施に関する事項
2. 新規青色申告者、新設法人その他の記帳指導の実施に関する事項
3. 確定申告期に於ける納税相談及び小規模納税者申告指導の実施に関する事項

租税教育委員会

東京税理士会の租税教育基本要項に基づく租税教育の目的を達成するための次の事項

1. 講師の派遣
2. セミナー等の開催
3. 各部・各委員会或いは関連団体と連携して共催する事業の企画、立案
4. 講師の要請・依頼に関する事項
5. 租税教育の実施に関する事項
6. その他の事項